

## 国会から見た経済協力・ODA(8)

### ～ 日韓基本条約、請求権・経済協力協定を中心に(その2) ～

行政監視委員会調査室

たかつか としあき  
高塚 年明

1. はじめに
2. 複雑な日韓関係と激しさを増す東西冷戦
3. 日韓基本条約、請求権・経済協力協定等
  - (1) 交渉の経過
  - (2) 基本条約、請求権・経済協力協定等の主たる内容  
以上 279号
4. 日韓基本条約、請求権・経済協力協定等の審議
  - (1) 衆参本会議における所信表明・外交演説及び質疑・答弁  
以上 本号
  - (2) 衆参本会議における趣旨説明及び質疑・答弁
  - (3) 衆議院特別委員会における質疑・答弁
  - (4) 参議院特別委員会における質疑・答弁
5. おわりに

#### 1. はじめに

我が国の経済協力・政府開発援助(ODA)の歴史は、1955(昭和30)年に始まり、今日まで50年余が経過した。この間、ビルマ(現ミャンマー)、フィリピン、インドネシア、ベトナムの4か国への賠償、日韓基本条約、請求権・経済協力協定、中国との国交正常化、オイルショック、ODA中期目標、マルコス疑惑、冷戦終焉によるロシア・東欧支援、湾岸危機・湾岸戦争、カンボジアPKO、対中ODA批判、人間の安全保障、アフリカ支援など、幾つもの大きな節目を迎えた。

本稿は、数回にわたり、これら多くの節目に国会で何が議論されてきたのかを検証し、そこから当時の国際情勢、経済協力・ODAを取り巻く国内の世相、考え方そして行政の姿勢を描き出そうと試みるものである。そのため、本稿においては、国会における質疑・答弁などを、当時の用語のまま要約する形で記述するよう努めた。

8回目の今回は、前回(本誌第279号・2008年4月1日発行)に引き続き、日韓基本条約、請求権・経済協力協定を中心に述べることにする。なお、日韓基本条約、請求権・経済協

力等に関する国会審議は、東西冷戦が激しさを増した時代におけるいわゆる分断国家という状況下での審議であり、審議日数及び審議時間もかなり多いため、数回に分けて紹介することとしたい。今回の「その2」においては、衆参両院本会議における所信表明・外交演説とこれに対する質疑・答弁の主たる内容を紹介する。「その3」以降において衆参両院本会議における趣旨説明と両院特別委員会での審議を紹介することとする。

---

#### 4. 日韓基本条約、請求権・経済協力協定等の審議

第50回国会（臨時会）召集日の1965(昭和40)年10月5日、日韓間の「基本関係条約」、「漁業協定（2交換公文を含む）」、「請求権及び経済協力協定」、「在日韓国人の法的地位及び待遇協定」、「文化財及び文化協力協定」、「紛争解決に関する交換公文」の6つをまとめて「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求める件」1件が、漁業、請求権、法的地位関係3法律案とともに国会に提出された。

政府与党が本国会の眼目を日韓条約の批准承認に置いたのに対し、社会党がこれを阻止する方針に出たことから、衆議院では、冒頭まず会期の決定をめくり早くも対立、次いで政府演説・代表質問の日程、日韓案件の委員会付託方法、さらには条約協定の一括承認方式の是非などをめぐって話し合いは長引き、政府演説が10月13日、衆議院における代表質疑が同15、16日（参議院は16、18日）、日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会の設置が10月19日、本会議における趣旨説明が同21日、特別委員会での提案理由説明が同25日と、委員会の実質審議に入るまでにかなりの日数を要した。参議院においては、日韓条約等特別委員会の設置が11月13日、本会議における趣旨説明が同19日、特別委員会での提案理由説明が同22日に行われた。

##### （1）衆参本会議における所信表明・外交演説及び質疑・答弁

1965(昭和40)年10月13日、衆参両院本会議において所信表明・外交演説が行われ、衆議院においては同15、16日、参議院においては同16、18日に質疑が行われた。

##### ア 衆参本会議における所信表明・外交演説<sup>1</sup>

（佐藤榮作首相）

先般調印された日韓国交正常化のための諸条約は、戦後14年の長きにわたり両国政府が努力を重ねて到達した成果であり、日韓両国間に新しい正常な関係をもたらし、平和と友好を実現するためのものである。両国は、千数百年来、歴史的、文化的に最も密接な関係にあり、ひとしく民主主義をその国是とし、自由世界に属している。この両国が国交を正常化することは、本然の姿に戻ることであり、誠に当然のことと言わねばならない。日韓間の不自然な状態が戦後20年間に及び、さらに今後も続くことを放置できない。最も近い隣国たる韓国との間でさえ平和を達成できなくて、世界の平和を語る資格はない。

これら諸条約によって、両国間に国交が回復し、外交使節が交換され、請求権問題も最終的に解決されることはもちろん、今次漁業協定によって、関係漁民諸君が長らく苦しんできた漁業問題も解決される。この結果、我が国の漁船が拿捕されたり、船員が抑留されることもなく、漁民は安心して操業できることになった。また、紛争の解決に関する交換公文によって、竹島問題について平和的解決の道が開かれた。竹島が我が国古来の領土であることは言うまでもない。政府は、今後とも強くその領土権を主張していく。

これら諸条約は、過去の日韓関係を清算し、両国国民が互惠平等の精神に基づいて恒久的な善隣友好関係を樹立し、相提携して繁栄する新時代を築くためのものである。私は、このことを国民諸君に強く訴えるとともに、韓国国民に対しても、今や日本国民は真に平和を愛する国民であり、過去の不幸な日韓関係を清算し、善意と理解に基づく新たな親善関係を樹立する熱意を有していることを率直にお伝えしたいと思う。

日韓条約について、南北統一が実現していない現在、韓国と一方的に条約を結ぶことは適当でないとの議論が一部にあるが、国連総会は、1948（昭和23）年に、韓国が合法的な政府であることを宣言し、その後引き続きこれを確認している。また、既に韓国を承認している国が70か国以上に及んでいる現状において、我が国が韓国と相携えて繁栄の道を求めることは当然のことである。さらに、本条約が軍事同盟に発展するおそれがあるとの一部の議論のごときは、何ら根拠なくして故意に国民の不安を駆り立てる、常識では理解できない説であり、我が国の憲法の精神から考えて、断じてあり得ないことである。

（椎名悦三郎外相）

去る6月22日に日韓両国間に調印された基本関係に関する条約及び関係諸協定は、日韓間に存在している諸懸案を解決するとともに、将来に向かって日韓両国民の間の幅広い協力関係を定めたものである。その使命は、自由と互惠平等の原則の下に日韓両国民の間に恒久的な善隣友好関係を樹立することにある。

しかるに、世上、日韓諸条約が朝鮮統一を害するとか、あるいは北東アジア軍事同盟の結成に連なるものであるとの説をなす者がいる。私は、朝鮮が南北に分裂して相抗争している現実、朝鮮民族の悲劇であるばかりでなく、アジアの平和への脅威であると考え。朝鮮の統一ができない原因は、広く世界情勢全般の動きによることもあるが、直接的には統一方式について北鮮側が国連監視下の自由選挙という国連方式に同意しないことに由来しているのである。したがって、日韓条約の締結が南北統一を害するという議論は、全く客観的事実に合致しないものである。

また、我々は、日韓両国間の軍事的協力を行うようなことは一切考えていない。14年にわたった日韓会談において軍事協力の問題が取り上げられたことは一度もないし、韓国側も軍事的な同盟を結ぶ考えはないことを繰り返し言明している。

もとより相手方のある条約交渉である以上、互譲妥協は必要であり、一方の主張が100%の貫徹を得ることは望み得ないが、今般の条約は、日韓両国関係の現実において両国が持ち得る最善のものであると確信している。両国間の友好関係が増進されることは、単に日韓両国及び両国民の利益となるにとどまらず、アジアにおける平和と繁栄とに寄与するところ少なからざるものがあると信ずる次第である。（中略）

低開発国の経済開発の問題は、今日の世界が直面している最大の問題の1つである。我が国としても、単に我が国自身の利益の見地のみならず、先進諸国の一員としてその対策を真剣に検討すべき時期に来ている。我が国としては、援助拡大の国際的要請を勘案しつつ、低開発諸国に対する援助は今後一層強化拡充していく必要があると考える。また、低開発諸国との間の貿易増進の見地からも、これら諸国の開発を支援し、我が国の輸入拡大に資するような資金的、技術的協力をできる限り行うことも必要となってきた。

最近、アジアにおいても、低開発地域の経済開発のための国際協力が顕著な進展を見せている。アジアの平和と繁栄に深い関心と大きな責任を有する我が国としては、これらの動きを大いに歓迎するものである。我が国も、アジア開発銀行に対する2億ドルの出資、あるいは（ラオスの）ナムグム・ダム建設計画に対する寄与等、積極的な協力を行う方針である。不幸にして戦火の絶えないこの地域にもこのような平和的建設を目指す計画が関係諸国の協力の下に進められつつあることは、誠に喜ばしいことである。

東南アジア諸国の経済開発について、まずこれらの諸国が真に経済開発の重要性を認識し、その自発的意志に基づき、かつ、相互の連帯関係を強化しつつ進めるべきものと考え。このため、我が国としては、経済開発に責任を有するこれら諸国の閣僚と腹臍なく意見を交換するため会議を開催する考えである。関係各国の意見を十分に尊重しつつ、なるべく早く適当な時期に会議を開催したい。

#### イ 衆議院本会議における所信表明・外交演説に対する質疑・答弁<sup>2</sup>

1965(昭和40)年10月15日及び16日に衆議院本会議において、所信表明・外交演説に対する質疑が行われた。その主たる質疑項目は、朝鮮半島における管轄権の問題、李ライン問題、竹島問題、日韓条約と軍事同盟の関係、在日朝鮮人の法的地位の問題等であった。

##### (ア) 日本社会党・山本幸一君の質疑<sup>3</sup>

(山本幸一君)

日本社会党を代表して、政府の決意を質したい。調印された日韓条約なるものは、およそ条約と言えるものではない。したがって、我々は、かくのごとき条約を国会に上程すること自体に強く反対する。

第1の理由は、管轄権の問題である。日本政府は、韓国の管轄権は38度線の南に限られ、38度線の北には別の権威が存在するという事実を認めている。ところが韓国政府は、公式発言として、自らの管轄権は北も含む全朝鮮に及ぶものであると主張している。韓国政府の主張によれば、北朝鮮政府の存在を認めること自体不当であり、日本が北朝鮮政府といかなる交渉を持つことも許されないことになる。今回、国際電気標準会議(IEC)の第30回総会が東京で開催された際、正式加盟国である北朝鮮代表の入国を日本政府は拒否している。その理由は韓国の抗議によるものである。日韓条約の「韓」がそもそもどの範囲の国であるのか、それすら不明確である。これでは条約と呼ぶことはできない。

第2の理由は、李ラインの問題である。日韓漁業協定の成立により、李ラインは撤廃されると日本政府は説明している。ところが韓国政府は、厳然と存続するものであると説明

し、これを越えるものを拿捕し、逮捕するとして、韓国国内法を引き続き堅持する態度をいささかも変えていない。これでは国民が政府を信用しないのは当然である。

第3の理由は、竹島問題である。日本政府は、今後日韓の外交ルートで話し合い、それが困難な場合は調停にかけることになっていると説明している。ところが、韓国政府は、竹島すなわち独島が韓国領土であることは既定の事実であり、現に日韓交渉の際議題とならず、よって今後日韓の交渉の対象にすらなり得ないものであると言明している。

これほど基本的に食い違いを生じているものを承知の上で無理やり批准を押し切ろうとする魂胆は、日韓両国政府の間に、国民に隠された何か重大な一致点が約束されているに間違いはない。それはアメリカを頂点とする両国政府の軍事的協定にほかならない。その狙いは東北アジア軍事同盟の仕上げであろう。

日韓条約は、アメリカの極東戦略計画の中で重要な位置を占めている。米韓相互防衛条約、米台相互防衛条約そして日米安保条約の3つの軍事条約により、アメリカ、日本、韓国、台湾の4つの国が結びつき東北アジア軍事同盟という反共軍事同盟を形成している。日韓間に国交がなかったことが画竜点睛を欠く弱点となっていたが、この弱点を埋める東北アジア軍事同盟の総仕上げを行おうというのが、今回の日韓条約の本質である。(中略)

過ぐる国会で明らかにされた三矢計画によれば、朝鮮半島の38度線で紛争が勃発した場合、日本の自衛隊は北朝鮮まで進攻しこれを占領する計画となっていた。これは8月10日の韓国国会で、丁一権総理が「日本は国連に加盟しており、したがって、北朝鮮が南を侵略し、国連が報復措置を採る場合、日本も国連軍に加担し、同一の措置を採ると思う」と言明し、また国連総会に出席するために渡米した椎名外相は、去る9月23日の記者会見で「平和維持のための国連活動に自衛隊を海外に出すことをただいま検討中である」と述べている。これを受けた政府部内においては、「国連軍の統制下にあるならば、自衛隊の海外派遣は憲法違反ではない」との見解を発表した。この3つの事実は、まさにその内容がぴたりと一致するのではないか。(中略)

かつて日本は36年間植民地として朝鮮を統治し、朝鮮民族に言い知れぬ被害と苦痛を与えてきた。これに対し正当な償いをしなければならぬ我々日本民族の責任は大きい。ところが現在、朝鮮は南北に分断されている。この分断は全く朝鮮民族の責任ではない。米ソを中心とする大国の世界戦略の結果である。朝鮮民族の南北統一を妨害しているのはいったい誰か。第1にアメリカである。アメリカ軍が南朝鮮から撤退すれば、朝鮮民族自身の創意工夫により南北統一が自主的に達成されることはもはや疑問の余地がない。第2に南北統一を妨害しているのは日本の自民党政府である。自民党政府は、クーデターによって権力を盗み取った朴正熙軍事政権を朝鮮における唯一の合法政権と認め、これと国交を結ぼうとするのであるが、このことは政府が進んで朴政権の武力北進の野望に油を注ぎ、南北朝鮮の軍事衝突をけしかける結果になり、朝鮮民族の統一の願望を叩きつぶしたことになる。明らかに朝鮮民族の民族自決権を蹂躪するものである。

(佐藤榮作首相)

日韓条約等は6月22日正式調印を終え、韓国国会においてはすでに批准手続きを終えている。国際信義から申して、我が国がこれをできるだけ早い機会に取り上げるのは当然で

ある。隣国韓国と平和状態を招来することにより、アジアにおける日本の第一歩が始まるのであり、条約批准をもって日韓交渉が終わりを告げるとは考えていない。

管轄権の問題は、国連決議195号（ ）により明らかとなっており、このような質問を受けることを意外に思う。今回批准の手続きを経ようとするものは、北朝鮮の問題については全く触れていないのである。

竹島の問題については、私どもは竹島は日本固有の領土であると主張し、韓国は独島は韓国の領有であると主張している。今後いかにしてこれを解決していくか、交換公文にあるように、平和的方法で処理されるとされており、前進と考える。

李ラインの問題については、国際法上不法不当なものであるというのが我が国の主張である。不法不当であり、しかも拿捕、監禁がありで、これをいかに解決するかというのが今回の漁業交渉の主眼点であった。実際問題として、拿捕されない、安心して操業できることになったのであり、これを多くの方に認識して欲しい。李ラインについては、国内法と条約との関係、国際法上、国内法は条約に譲ることは明らかである。韓国においても国際原則は尊重されるので、6年後に李ラインが復活するという心配はいらぬ。

今回の条約が軍事性を持つものであるとの指摘については、交渉に際しても軍事的関連で意見交換されたことはない。憲法を忠実に守っている我々が東北軍事同盟などを考えるというのはよほど先走った意見である。社会党にこうした懸念がお有りなら、お忘れ願いたい。平和を愛好する日本国民に対して、戦争に駆り立てられるとか、戦争不安を故意に国民の間に流布している者がいるようであるが、これは極めて遺憾である。

(イ) 自由民主党・赤城宗徳君の質疑<sup>4</sup>

(赤城宗徳君)

自由民主党を代表して質問したい。去る6月に正式調印を見たことは、日韓両国相互の繁栄はもとより、流動を続けるアジアの安定、ひいては世界平和の確保のため、極めて重要な意義を持つものである。それにもかかわらず、社会党、共産党その他左翼勢力が、あらゆる手段を弄してこれに反対しているのは誠に不可解である。以下何点か伺いたい。

第1は、左翼勢力の無責任なデマ宣伝である。南北統一ができないのは、東西間の冷戦の強い影響であり、現実的には、北朝鮮が国連方式による全朝鮮の自由選挙に反対し、韓国等を仮想敵国とする中ソとの軍事同盟を結んでいることにある。南北統一は理想ではあるが、当分実現の可能性はない。そうした現実の上に立って、すでに70か国と国交を結んでいる韓国が、日本と国交を結ぶことによってどうして南北分断になるのか理解に苦しむ。逆に、日韓条約を締結しなければ南北統一が達成されとでも考えておられるのか。

また、日本の平和と安全は日米安保条約によって確保されており、あえて韓国と軍事同盟を結ぶ必要はない。憲法の規定からもできるはずもない。反対論者は日本の韓国への経済侵略と批判するが、どこにその実態があるのか。東南アジア諸国に対する賠償及び経済協力を日本の経済侵略などと言っている国は1つもない。韓国に対する経済協力のみがどうして経済侵略となるのか。これは不見識な批判であり、全く価値なき議論である。

第2は、日韓国交正常化がいかなる国益をもたらすか、また、世界の平和にいかん貢献

するかについてである。一部に交渉妥結を急ぐあまり譲歩し過ぎたのではないかとの批判もあるが、決して譲りすぎでない。いわんや、請求権の問題までも解決したのであり、最大のしこりを除去することとなったのである。具体的にどのような利益がもたらされるか。

第3は、条約の解釈に関する問題である。条約において、仮にその解釈をめぐる意見の食い違いがあっても、それは条約の効力には影響がなく、現実には利害の衝突が起こった場合には、条約の解釈及び実施から生ずる紛争として解決していくのが国際的な通例である。反対論者の条約無効論は何ら根拠のないものである。国民の一部にはこれに惑わされる者がいないとは限らない。外相の責任ある見解を明らかにされたい。

第4は、韓国政府の領土管轄権の問題である。基本条約第3条において「大韓民国政府は、国際連合総会決議第195号（ ）に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的政府であることが確認される。」と述べられており、その国連総会決議は、大韓民国政府の有効な支配と管轄権の及ぶ地域として「国際連合臨時朝鮮委員会が観察し、且つ、協議することができたところの、全朝鮮の人民の大多数が居住している朝鮮の部分」と規定している。したがって、今回の日韓条約と諸協定が北朝鮮については白紙であることは明らかである。しかるに、反対論者は両国政府の解釈が完全に対立し、今後我が国が北朝鮮との外交関係を持つ場合の障害になると主張している。国民にいささかの疑問も持たせてはいけないのであり、外相の責任ある見解を明らかにされたい。

第5は、李ラインの存廃についてである。李ラインが実質的に撤廃され、公海自由の原則が確立されたことは、我が国漁業の安全操業確保の観点から非常に大きな成果である。しかるに、反対論者は、李ライン撤廃の保証はどこにもないとか、韓国側が撤廃の約束をしなければ協定にはならないなどと主張し国民を惑わしている。また、本協定は日韓いずれかの国が終了通告をしない限り何年も続くわけであり、発効後5年後に1年間の予告をもって終了せしめ得ることになっているので、6年後再び李ラインが復活するとの説を唱える者もいる。このような解釈は誤りであり、本協定が終了した場合には、一般の国際法に基づく公海自由の原則に戻ることになる。李ラインの問題は、我が国の利害と深い関係をもつものであり、漁業協定の意義や解釈を外相から明確にされたい。

最後は、竹島問題である。この問題については、紛争の解決に関する交換公文によって、今後外交ルートを通じて平和的に解決する道を開いているのであるが、反対論者はいろいろ言いがかりを付けている。外相の見解を明らかにされたい。

(佐藤榮作首相)

野党側は、韓国側において一部反対のある点を大きく取り上げているが、私どもの得た世論調査の結果では、反対はわずか9.8%であり、賛成は69%に及び、70%近い数値であることから国内においては大多数の支援を得ていると考える。日本国内での反対の理由として少し譲歩し過ぎたのではないかとの意見もあるが、14年の長きにわたり、互譲妥協の精神により、忍耐強く我が自由民主党政府が今日まで取り組んできた。

南北統一を阻害するとの社会党の意見であるが、韓国を71か国が、北朝鮮を23か国が承認しているという状況が統一を阻んでいるのであり、日韓交渉が妥結すると日本がこれを阻むのだという議論は事実と合わない。東西冷戦がかような事態を招来しているのであり、

直接には国連方式による統一を北鮮が拒んでいるところにある。

東北アジア軍事同盟のごときは、国民に対し故意に不安を与えようとする、こじつけの議論であると言わざるを得ない。また、経済協力が韓国経済を侵略するとの議論も問題が違うのであり、両国間において真の提携、互惠平等の原則に立って提携協力するというのが今日の経済協力の考え方である。

日韓国交正常化の具体的効果については、隣同士が仲良くするのは自然の姿であり、これにより日本が世界の平和について明確に発言することができるようになる。また、漁業の安全操業も可能になり、韓国人の法的地位も明確になる。文化交流の問題も明確になり、また、経済協力により過去の請求権などの難しい問題もなくなる。

竹島問題については、両国で意見が相違しており、これを平和的に話し合っ解決していくという方法ができたのである。

( 椎名悦三郎外相 )

条約の解釈について両国に大きな食い違いがあることから条約として効力がないとの主張については、条約としてできた以上は、その解釈は条文に書かれているところに従ってなされるものである。韓国側が国内的にいろいろな場でいろいろな説明をしていることをいちいち問題として取り上げる必要はない。そのようなことが条約の効力に何ら影響を及ぼすものではないという見解をとる。韓国政府の領土管轄権の問題については、基本条約第3条により、韓国政府の管轄権が及んでいるのは南鮮の部分のみであり、休戦ライン以南であることは明らかである。

李ラインについては、韓国として日韓漁業協定に矛盾することは主張できないのであり、李ラインを主張して漁業の取締りを実施するようなことは今後一切なくなる。この点は協定上明白であり、韓国政府もこれを十分認めている。仮にこの協定が廃止されたとしても、国際法上の原則に従うことが明記されている。

竹島問題については、歴史的事実を照らして、かつ、領土帰属に関する近代国際法上の見地から、明らかに日本国の固有の領土であると確信している。韓国側も領土権を主張しているが、この紛争については、今回の紛争解決に関する交換公文により、政府がかねてから明らかにしてきた方針のとおり、その平和的解決の道を開いたものである。政府としては、日韓諸協定が発効し、日韓関係が新時代に入れば、日韓関係も好転し、日韓双方にとって竹島問題を取り上げやすい友好的な雰囲気生まれてくるものと確信している。このような時期を見計らって本問題につき交渉を再開するよう韓国に申し入れたいと考える。

(ウ) 民主社会党・今澄勇君の質疑<sup>5</sup>

( 今澄勇君 )

民主社会党を代表して質問したい。我が党は、先般韓国に党の調査団を派遣し、建設的立場から、その実情をつぶさに調査してきた。以下、何点か総理及び外相にお尋ねしたい。

第1は、竹島問題である。韓国側の主張は、日韓併合条約など、過去の2条約を基本条約で無効と規定した現在、日本側の主張は国際法上の主張にあらず、ということである。また、ポツダム宣言、総司令部通告等を根拠にして、領土権を強く主張している。これに



対する我が国の国際法上の根拠をお示し願いたい。また、紛争処理の交換公文に基づいて調停委員会に付されるにしても、それが強制力を持たない現状からして、基本的解決は極めて難しいのではないかと。政府の方針と今後のスケジュールをお示し願いたい。

第2は、李ラインの問題である。漁業協定が6年をもって撤廃され得る建前からして、日本漁民の最も恐れる問題は、同ラインの復活である。この不安をいかに払拭するのか、具体的な措置を明らかにされたい。また、韓国政府は、漁業協力9,000万ドル、無償供与1億ドルをつぎ込んで漁業再建に乗り出し、3年後に800隻の漁船を建造する計画を持っている。これでは中小の漁業関係者は深刻な打撃を受けることは必至である。これに対する具体的対策を明らかにされたい。

第3は、在日朝鮮人の法的地位の問題である。今回の協定は、日本側が大幅な譲歩を余儀なくされ、孫に至るまで永住権を与えたのみならず、その後の処理を25年間保留としたことは、国民の大部分が不満に耐えないのではないかと。我々が重視する問題は、今回の協定対象者が約22万人余の韓国籍を持つ者だけに限定され、残りの40万人近い人たちがそのままにされていることである。これらの人々の法的地位を確固たるものにし、将来起こり得る少数民族問題という禍根を断ち切るためにも、特別の法的措置が是非とも必要であると考えるが、政府にその用意があるか、また、その具体策をお聞かせ願いたい。

第4は、経済協力の問題である。米国のこれまでの経済援助と同様に、韓国の経済発展と国民生活の安定に何らの寄与をせず、それが疑獄や汚職に結びつくような事態になれば、日本側の善意が根底から破壊されることになる。問題は、経済援助が明確な計画性を持っているか、また、韓国側の受入れ態勢が整備されているかである。率直に申して不安を禁じ得ない。日本政府の確固たる保障と見通し、また、貿易委員会の開催等、今後の政府の計画の詳細を明らかにされたい。

第5は、国内処理の案件として2点述べたい。1つは、韓国に不当に拿捕された漁船員の補償の問題である。船舶の補償については一応解決の方針が決定したやに聞いているが、拿捕された漁船員、韓国側からの発砲により命を落とした犠牲者に対しては、何らの補償も行われていない。2つ目は、日本人の在外財産に対する基本方針が未だ決まっていないことである。講和条約の際、政府は軍令第33号をもって在留邦人の私有財産権を放棄し、これを不可抗力などと言っているが、憲法上、国がその補償の責任を負うべきことは、本年1月、東京高裁の判決により明らかである。在日韓国人の財産権の確保と比較していかにも不公平ではないか。諸外国の例を見ても、在外財産の補償に対して政府は責任ある処置をとり、戦後処理を果たすべきと考えるが、総理の明快なる答弁を求めたい。

(佐藤榮作首相)

いずれの国とも仲良くして、特別な国を敵視するようなことは避け、平和共存を実現することを望んでいる。ところが、ソ連は我が国における反政府運動に特別な支援を送ったり、これを激励したりしている。最近、青年諸君が中共を訪問したが、公式報道からも、反政府運動を使囂しているかに見受けられる。このようなことは誠に残念である。親善関係を樹立するためには、このような行為は慎んでいただきたい。

経済協力の問題については、韓国側の受入れ体制としては請求権資金管理委員会があり、

これが日本の立場を十分生かし、韓国経済に役立つようにすることになっており、一部で心配されるようなことはない。拿捕漁船及び乗組員、犠牲者等の見舞いについては、政府が積極的に取り組み、暖かい処置を採りたいと考える。在外資産については、在外資産問題審議会が設けられており、目下鋭意検討が続けられている。その答申に期待したい。

( 椎名悦三郎外相 )

竹島は、明らかに我が国固有の領土であることを確信している。この条約が成立すれば、両国の国交が正常化し、とげとげした関係が友好裏に進展する可能性もある。調停によるとなっているが、それに限ることはなく、障害がある場合には、国際司法裁判所など国際仲裁の方法もある。雰囲気は熟成しない前にこの問題を取り上げることが問題をこじらせると考えるので、慎重に運びたい。

漁業問題については、李ラインは消滅したという状況である。日韓両国間の過当競争の恐れについては、さしあたりは、共同規制区域においてこれを実施すれば大きな問題は起こらないと考える。

法的地位の問題については、協定の対象となる在日韓国人は、戦前日本人として来日し、その後現在まで日本国に居住している者及びそれらの者と密接な関係に立つ特定の直系卑属並びにそれらの者の子である。このような人たちの日本社会への定着性は、一般外国人と比べ著しく異なるものである。さらに、戦前より在住する者は平和条約の発効に伴い自らの意思によらずして一律に日本国籍を失ったという特殊事情を考慮すれば、徐々に日本社会に慣れてきて、25年以内に協議するという場合には、非常に両者の了解が接近したものになり、円満に問題が片付いていくのではないかと考える。北鮮の方には永住権を許可したものではないが、従来以下の待遇をすることは考えていない。

( エ ) 日本共産党・川上貫一君の質疑<sup>6</sup>

( 川上貫一君 )

まず初めに日韓条約は、アメリカのアジア政策のための日本と韓国との反共軍事同盟の道を開く条約であると断言したい。この条約が軍事目的であることは、この条約を強要したアメリカ当局、すなわちダレス前国務長官、ハウズ在韓米軍司令官、ラスク国務長官等が繰り返し公言している。

総理にお聞きしたい。1962(昭和37)年8月の日米安保協議委員会で、日本、韓国、台湾の防空網の連結、対馬海峡の共同封鎖、韓国軍人の日本での養成と訓練、韓国軍用機の日本からの補給と修理の4つを取り決めた。これはまさに日韓軍事提携の取決めである。また、自衛隊はアメリカ軍の指揮の下で、韓国との事実上の合同演習を年々繰り返している、その上、自衛隊に三矢作戦を作らせている。これは米日韓の共同作戦による北朝鮮と中国への侵略計画以外の何ものでもない。

日韓条約が大急ぎで結ばれた理由は、ベトナム戦争の失敗と東南アジア軍事同盟の行き詰まりなどによって急速に崩れつつあるアメリカのアジア侵略体制を立て直し、さらにそれを強化するためであることは明白である。

第2に、韓国をどのような国と認識しているのか。軍の統帥権を始め、外交、経済、買

易に至るまでアメリカに支配されている傀儡国家である。しかるに、日本政府は、第3条で、朝鮮にある唯一の合法的な政府であると規定している。そもそも韓国政府を合法政府と言っているのは、1948(昭和23)年の国連決議である。この国連決議こそが、国連憲章の原則、すなわち、戦後処理の問題や内政問題への介入を固く禁じている憲章第107条及び第2条の原則を踏みにじり、北朝鮮と中国を侵略者と規定し、アメリカによる朝鮮戦争を合法化した1950(昭和25)年の国連決議の土台となったものである。このような無法な決議を基本条約に取り入れた理由は何か。それは、朝鮮民主主義人民共和国を否定するため、朝鮮の民主的統一を破壊するため、韓国を朝鮮唯一の合法的政府と認めることによって、アメリカと朴一派のいわゆる武力北進を支持し、ここに東北アジアにおける侵略の拠点を作ることにある。また、朝鮮人の法的地位に関する協定は、あからさまに在日朝鮮人の基本的権利を踏みにじり、国籍選択の自由を奪っている。経済協力に関する協定は、日本人民の税金で朴政権の崩壊を食い止め、独占資本による朝鮮への経済的再進出を図るものである。

第3に、この条約は、今後予想される朝鮮での戦争に日本の全面的な協力、すなわち自衛隊参加の道を開こうとするものである。その土台は日米安保条約である。椎名外相は「平和維持のために国連軍への協力として自衛隊が海外に出動することも憲法違反にならない」と述べている。日本政府は、1951(昭和26)年の吉田・アチソン交換公文によって、朝鮮にある国連軍、すなわちアメリカ軍に対してあらゆる協力をすることを約束している。しかも、この交換公文は新安保条約(1960(昭和35)年)に取り入れられている。そこで、政府は、日韓条約にわざわざ国連協力を謳っている。条約の事実上の義務として自衛隊出動の道を開こうとしているが、これこそが日韓条約に隠された狙いである。

第4に、防衛庁が日韓批准国会に備えて、この10月3日から9日にかけて行った自衛隊の治安出動のための演習の問題である。これこそ日韓条約に反対する人民を弾圧するための演習ではないか。総理はこのような無法極まる計画をいつ指示したのか。

最後に、このような日韓条約であればこそ、日朝両国人民はもちろん、広範なアジアの諸民族がこれに反対するのは当然である。この際、政府の取るべき道はただ1つ、それは直ちに調印を取り消すこと、条約を破棄することである。南朝鮮からの米軍の即時撤退、朝鮮のことは朝鮮人民に任せ、朝鮮人民の手による平和的、自主的統一を成し遂げた上で、そこに作られる政府との条約によってのみ日朝両国人民の真の友好が保障されるのである。(佐藤榮作首相)

川上君と同様に、日韓条約が軍事同盟であると、共産主義の国の一部で言っているようである。この席から明確に申し上げたように、韓国との間に軍事的な話し合いは一切していないし、過去14年間そうしたことはない。日韓条約は日本と韓国が結んだものであり、米国はこれに全く関与していない。米国は調印の相手ではないので間違いがないようにしていただきたい。政府を攻撃しようとする場合、すぐにでも憲法違反をやるかのように話されるが、とんでもない話である。

次に、韓国を傀儡政権だと断定しているが、私はそうは思わない。1948(昭和23)年の国連決議は毎年引き続いて確認されている。昨年(2017)年の第19回総会ではなかったが、第18回(2016)年

では毎年確認されている。それが事実である。ことに朝鮮事変は、この決議でも明確なように、北鮮からの侵攻が問題であった。南から北に攻め入ったのではないことは明確であり、誤解のないようお願いしたい。

経済協力協定については、請求権が経済協力の形に変わったのであり、かつての請求権の問題はない。日韓関係が正常化し、親善・友好関係を今後ますます深めていき、新しい状況を作り出すという前向きな姿勢で取り組んでいることを御理解いただきたい。

次に、第2の朝鮮事変に発展した際は、自衛隊の参加の道を開くのだと主張されるが、これは川上君の独断であり、何度も繰り返すが、憲法違反は絶対にしない。北鮮と中共の扱いであるが、これらについては白紙である。

最後に、この条約を破棄せよ、さもなければアジアの諸民族が反対する、日本共産党をあげて反対するとのことであるが、遺憾ながら、この条約を破棄するようなことはしないことを明確に申し上げておく。

#### ウ 参議院本会議における所信表明・外交演説に対する質疑・答弁<sup>7</sup>

1965(昭和40)年10月16日及び18日に参議院本会議において、所信表明・外交演説に対する質疑が行われた。主たる質疑項目は、朝鮮半島における管轄権の問題、竹島問題、自衛隊の海外派遣の可能性、李ライン問題等であった。

##### (ア) 日本社会党・小酒井義男君の質疑<sup>8</sup>

(小酒井義男君)

日本社会党を代表して質問する。質問の第1は、日韓条約、協定についてである。その1は、北朝鮮と中国との国交が完全に樹立されない限り日本にとっては戦後は終わらないのではないか。今回の基本条約と諸協定については、管轄権の範囲、竹島の帰属、李ラインの解釈の食い違いは、およそ国家間の取決めとして体をなしておらず、条約としての権威はない。また、有償、無償すべて含めて8億ドルの大金を朝鮮の南半分だけに出すのに、その南半分から経済侵略であると激しく反対され、北朝鮮政府は、日韓条約、協定を非難し、日本の植民地統治に対する償いは必ず要求すると声明を出している。これで日韓友好親善が図れるのか。その2は、韓国の請求権の支払いをすれば、それで全朝鮮との過去の問題は全部済んだと考えるのか。その3は、竹島の帰属について、一括解決のできなかったものを、今後の交渉で解決できると考えているのか。竹島は放棄したも同じではないか。

質問の第2は、日韓条約と軍事的な関係である。その1は、自衛隊の海外出動の危険性についてである。本年2月我が党の議員が明らかにした三矢計画においては、自衛隊が、千島、樺太、北朝鮮を目標にして、これに出動することが想定されていた。これに対し佐藤総理は、研究を行うことは当然であると言明している。また、韓国が既に南ベトナムに対して1万8,000名の軍隊を派遣しており、その韓国との間に軍事提携を具体化する話し合いが行われているとのことである。さらに、国連に協力するという形ならば、自衛隊が海外に出動することは憲法違反ではないし、海外出兵を行うべきとの議論が政府部内に一貫して存在している。この議論は、現在韓国にある米軍が国連の旗を掲げているだけに重

大な影響を持つのである。本院は、1954（昭和29）年6月2日、自衛隊法が議決されるに際して、「自衛隊の海外出動を為さざることにに関する決議」を採択し、「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照らし、海外出動はこれを行わないことを、茲に更めて確認する。」とした。総理はこの決議に賛成か否か伺いたい。その2は、国連の要請に応じて自衛隊が海外に出動することは、憲法違反であるか否か。その3は、韓国にあるアメリカ軍が国連の旗の下に、自衛隊の協力を求めてきた場合、政府はこれに応じて自衛隊を韓国に出動させるのか。その4は、日韓条約が成立したら、日本と韓国との軍事提携を密にする意図がありやなしや。その5は、アメリカ政府から、我が国の自衛隊をベトナム戦争に協力させるよう要請されたことはなかったか。要請があれば、韓国と同様に自衛隊を派遣するか否か。

（佐藤榮作首相）

第1に、日韓交渉については、お互いの独立の尊重、内政不干涉が最も大事である。この点、共産党や社会党の方々には、中共や北朝鮮に対し独立尊重、内政不干涉を十分理解していただくようにお話しいただきたい。最近の北朝鮮や中共が他の場所において発言している事柄は、私の申し上げている希望に必ずしも沿っているとは言えず、誠に遺憾である。

竹島の問題については、明らかに両者の意見が違っている。こういう事柄を平和的に交渉してまとめていこうというのが、今回の交換公文である。したがって、条約その他の批准が完了し、友好関係ができたその暁には、この問題を真剣に両国の間で取り決めてまいりたい。李ラインの問題については、調印できてから拿捕等の事態は起きていない。李ラインの存否ではなく、実際に安全操業ができるようになったことが重要である。韓国国会における反対を問題にされているが、最近では平常に帰しつつある。請求権の問題については、経済協力という形で十分話がついており、互惠平等の原則に立ち、日韓両国が共に繁栄を目指すのであり、過去の請求権の問題は既に消えたとして承願したい。

第2に、防衛問題については、自衛隊の海外派遣を行わないとの決議は、これを尊重する。我が国憲法が、国際紛争を武力によって解決しない、武力使用を禁止しており、自衛隊法も我が国の防衛のためにその職責を果たすという考え方であり、これら2つの法律から、自衛隊が国連の要請に応じて海外に出て行くことはないし、韓国における米軍から国連の名の下に要請があっても出動するようなことはない。三矢研究については、海外派兵できない今日において、かようなことを研究するにしても不適當であったのではないかと思う。米国政府からベトナム戦争に自衛隊を協力させるよう要請を受けたことはないし、要請があったとしても、憲法に反する事柄は明確に拒否する。

（イ）自由民主党・杉原荒太君の質疑<sup>9</sup>

（杉原荒太君）

まず初めに、韓国の政情について伺いたい。第1に、南北統一について伺いたい。南北の間にはどこに食い違いがあるのか、また、その原因、すなわち、南北統一を阻害する真の要因はどこにあると政府は見ているのか。

第2に、条約の内容について何点が伺いたい。その1は、最も基本的事項である朝鮮の

独立承認を決めたサンフランシスコ対日平和条約の規定が、単に前文の中で、思い起こされるという形で謳っているだけであり、条文の中でこれを確認する規定が設けられていない。設けなかったのには特別に政治的理由があったのか。その2は、旧条約無効の確認に関するものである。本条約にはそれが規定されているが、対日平和条約には朝鮮の独立承認の条項がある。日韓併合条約が無効になった時点は、対日平和条約の効力発生の日と解するのか、それともそれ以前の、韓国政府独立の日と遡ると解するのか、見解を伺いたい。その3は、独立承認とは、一般に国際法上、国家の承認を意味すると思うが、朝鮮の場合、その国家承認はいつ発生したのか。国家承認とは別個の法律的意思を持つ政府承認の効果はいつ発生したのか、政府の見解を伺いたい。その4は、基本関係条約中には、韓国政府の設立及びその性格に関する国連総会決議を引用して、「大韓民国政府はかくかくのごときものであることが確認される」という規定が設けられているが、韓国の管轄権の及ぶ地域的範囲を定めることを目的とするような書き方になっていない。この条項は一体何を目的として書いたものなのか、政府の確定解釈を答弁願いたい。その5は、国連憲章の原則を指針とする趣旨の規定である。国連憲章の原則とは、憲章第2条の原則、すなわち、主権平等の原則、国際紛争の平和的処理の原則、武力の発動を慎む原則、内政不干涉の原則など、要するに、国連の目的を達成するに当たって必要な行動原則である。しかし、世間では基本関係条約の規定が、ややもすれば、軍事同盟の締結を予想しているかのごとく解する向きがある。その原因が、「国連憲章第2条に定めた原則」という規定ではなく、単に「国連憲章の原則」となっていることにあるのではないか。その理由は何か。

第3に、漁業協定について伺いたい。12海里までの漁業水域の規定であるが、この書き方は、漁業水域設定の権利は、日韓双方がそれぞれ既に持っていることを前提として、その権利を相互に認めるという確認的規定なのか、それとも、この規定によりその権利が初めて発生すると理解すべきなのか。また、漁業管轄権に対する我が国の基本的立場は3海里主義であることに変わりはないのか。この規定が確認的規定ではなく創設的規定だということについて、日韓双方の意思は完全に一致しているか、伺いたい。

(佐藤榮作首相)

南北の統一問題については、統一は両国にとり誠に大事な問題であり、現状どおりに推移することは韓民族にとり不幸なことであると思う。統一を阻んでいる直接の原因は、いわゆる国連監視の下における自由選挙を拒否した北鮮側にあると思う。

(椎名悦三郎外相)

独立承認の確認条項を設けなかったのは、我が国は、サンフランシスコ平和条約により、朝鮮の独立を承認しており、基本関係条約第3条において、大韓民国政府が国連決議第195号に示されているとおりの朝鮮における唯一の合法的政府であることが確認されているからである。旧条項の無効確認条項の解釈についてであるが、第12条は、1910(明治43)年以前に日韓間で締結されたすべての協定が無効であるという客観的事実を表明したものに他ならない。無効の時点は、日韓併合条約は、朝鮮独立が行われたとき、すなわち、1948(昭和23)年8月15日である。併合以前の諸条約は、それぞれの条約に定めている効力を失う条件が成就されればそのときに失効する。併合条約が発効した時点で失効すべき

ものは失効したと考える。韓国側が、国内において、これらの条約が当初に遡って無効であったと説明していることは承知しているが、大日本帝国と大韓帝国との間の諸条約及び協定が、それぞれ有効に締結され、実施されたものであることは、過去の歴史によってもはや疑いのないところである。

第3条と管轄権の問題であるが、第3条は、韓国政府が国連決議の内容どおりのものであるということを確認しているに過ぎない。第3条は基本関係条約の適用範囲を定めたものではなく、大韓民国政府の基本的性格を明らかにしたに過ぎない、と解釈している。

第4条については、日韓両国が、相互の関係において、国連憲章の原則を指針とし、また、両国が、相互の福祉及び共通の利益の増進のために協力することに言及しているが、これは、広く両国間の経済、社会、文化の各分野における協力を考えたものであり、決して軍事面における協力は含まれていない。また、同条(b)項に言う国連憲章については、憲章第2条の原則のことを意味しているのであり、第51条の個別的又は集団的自衛権のごとき原則は含まれない。

漁業水域設定権については、日韓漁業協定の規定に基づいて日韓両国の関係において認められるというものである。最近では12海里までの漁業水域を設定する国際的傾向があるが、かかる水域を一方的に設定することが国際法上認められているわけではない。これは、あくまで相互の協定によって、相互の間において認められるという解釈である。

(ウ) 公明党・二宮文造君の質疑<sup>10</sup>

(二宮文造君)

公明党を代表して質問したい。政府及び自民党の言う日韓条約批准は、現時点においては、かえってアジア諸勢力の激突への道を開くばかりであり、平和確立に名を借りた党利党略、対米追随外交の結果にほかならない。

まず朝鮮半島政策を伺いたい。第1に、過去において、同じ条件の下に統治され、地理的にも同様な北朝鮮を扱わないのはいかなる理由か。第2に、政府は、南北統一を望むような姿勢を見せながら、その阻害要因を、北朝鮮が国連方式に反対しているからと断定しているのは一方的に過ぎないか。中国と同様、共通の土俵を考慮し、国連加盟の道を開き、国際討議の場を設けることが、両国間の事態解決への方策であると考えべきではないか。

次に、日韓条約等について伺いたい。第1に、批准を強行することが、両国の国民感情からして、時期尚早とは考えないか。むしろ、民間外交を通じて、両国民の融和、親善関係の増進を積み重ね、両国民の間に国交回復を歓迎する機運が醸成されるのを待つ方が効果的ではないか。第2に、条約の内容そのものに幾多の疑義があり、両国の解釈の食い違いは明らかである。故に、政府は直ちに調整を図る必要があるのではないか。第3に、竹島の問題である。戦後20年を経ているが、北方領土、小笠原、沖縄返還問題ともに未解決のままである。第4に、政府借款は、7年据え置き20年返済となっており、また、両国間の合議により、その期間は変更できると規定されていることから、無償供与と同じ解釈もできる。韓国の今日の経済情勢から返済不能になるとの見方もあるが、有償、無償の区分けはできているのか。第5に、生産物、役務の供与となっているが、軍事施設、軍事物

資を含むのか、除外するのかについて相互の明確な了解があるのか。第6に、紛争解決の交換公文は締結されたが、両国の合意なき場合、どのような措置によってその解決を図るのか。第三者機関を考慮するのか。

(佐藤榮作首相)

北鮮との関係については、今回の条約では白紙である。国連決議第195号( )により、私どもは韓国が朝鮮における唯一の合法的政府であると考えている。北鮮も中共と同じ土俵で議論するよう、国連に入れたらどうかとの御意見だが、国連の権威とその権限を認めていないのが北鮮であると思う。南北統一ができない原因は、北鮮が国連決議を拒否しているところにある。かような状態で国連加盟は考えられない。

時期尚早ではないかとの意見については、読売新聞の世論調査にもあるように、賛成が45%で反対はわずか12%である。政府は、大多数の国民が韓国との国交正常化を積極的に支持していると考え、経済侵略の声があるから民間交渉から始めるべきとの意見については、官民一体となって親交を深めることが必要な時期に来ていると考える。戦後20年、そして交渉開始から14年が経過しており、時期尚早ということはない。

解釈に食い違いがあるから照会、調整すべきとの意見については、この段階で処置をとる考えはない。条約はどこまでも条約に書かれている文言でお互いに義務を感じ、権利を主張するというものである。

(椎名悦三郎外相)

有償、無償についてお答えする。有償はお金を貸すことであり、無償はただで差し上げるものである。有償であれば、その条件がいかにか緩和されようとも、無償とは異なる。しかし、経済協力は、韓国の経済復興に協力することを目的とするものであり、我が国としては内容を十分検討して決めていく所存である。

生産物及び役務の供与については、軍事的なものは含まない、すなわち、兵器弾薬は含まれないのであり、供与の目的はあくまで韓国経済の復興に役立つことにある。

(工) 民主社会党・曾祢益君の質疑<sup>11</sup>

(曾祢益君)

国連が唯一の合法政府と認めた韓国との間に、まず懸案の解決を図り、国交を樹立することは、かつての多数講和から全面講和への道と同様、当然である。我が党は、日韓国交正常化に賛成し、日韓条約、協定の批准成立に賛成の立場に立って慎重審議を主張する。

第1に、食い違いについて伺いたい。管轄権問題である。国連決議は韓国の管轄権が事実上南半分に限られていることを明らかにしている。さらに国連は第15及び16回総会で、韓国代表の他に、国連の権威の尊重という条件付きで北鮮代表も招致することを決めていることから、日本としては、韓国を唯一の合法政府、北鮮は事実上の政権という建前を貫くは当然である。基本条約も左様に解釈すべきであり、日本が韓国から北鮮政権といういような事実上の関係をもつことを禁じられる理由はない。また、韓国の憲法がいかにかあれ、条約上は韓国もこれに従わざるを得ないと考えてよいか。

第2に、条約、協定が実施された場合、果たして両国友好親善の実をあげ得るか否かで



ある。両国において、それぞれ危惧があるが、我が国内においては、その1として、日本側の請求権放棄にからんで、朝鮮からの引揚者の在外財産の補償と、抑留漁船、船員等、特に零細なる人々に対する各種補償、弔慰金等に生かされるのか。その2として、在日韓国人の法的地位と待遇に関しては、永住権の付与の範囲や処遇の内容が我が方の譲り過ぎであって、かえって日本人社会との融合に害があるのではないか。また、北朝鮮系住民と韓国系住民との差別待遇などから、治安上の問題が起こるのではないか。その3として、我が方の経済協力、援助が実施された場合、韓国側から見て、日本の経済侵略にならないよう、また、我が国の労働者、中小企業が恐れる、韓国を基地とする低賃金、ソーシャル・ダンピングが起こらないようにするため、政府はいかなる態度で日本資本の規制をする意向か。その4として、日本の協力、援助が浪費され、一部特権階級の利益のみに奉仕し、韓国の民主化と経済の安定に貢献しないような事態を避けるため、政府は正当な要求を行うべきではないか。その5は、今回の国交正常化を機に、韓国のこれまでの反日教育を改めさせるため、政府はいかなる施策と見通しをお持ちか。

(佐藤榮作首相)

国連が認めた唯一の合法政府である韓国と話を付けていくことが必要である。北朝鮮が事実問題として現存しているが、北朝鮮問題については、今回の協定は何ら規定していないのであり、従来の扱い方を変える考えはない。ケース・バイ・ケースで考えていく。

日本からの資本規制については、産業界の協力を得なければならないが、同時に、韓国の受入れ態勢としても、資金管理委員会を設置し、各界、与野党議員もこれに参加して、ガラス張りの中で取り組む姿勢をとるので、心配の向きはないのではないか。

反日教育については、お互い率直に意見を述べることは大変結構なことである。しかし、互惠平等の立場に立たなければならないことは当然のことである。聞き及ぶところでは、反日的色彩等を是正するよういろいろな努力をされているようである。

(椎名悦三郎外相)

海外財産の問題については、白紙の態度で調査することになっている。在日韓国人の問題については、今回の戦争の結果、その意に反して日本国籍を喪失したという特殊事情がある人々に対して考えられたものであり、決して厚きに過ぎるものではないと考える。永住権の問題については、発効後25年の間に両国において、友好的雰囲気の下で解決していくことを狙った。法的地位の問題については、韓国人に対して採られたものであり、北朝鮮系の人々に対しては、条約の発効により、変更を加えて困らすような考えは毛頭ない。

(福田赳夫蔵相)

拿捕漁船については、国内措置を検討中である。決定次第これを発表して、その予算措置は補正予算編成の際に織り込みたい。在外財産全体については、内閣に在外財産問題審議会を設置し、その処遇をお諮りしているが、その結論を待ち、これを処置する必要があるかどうか、処置するとすればいかなる処置をすべきかを決めていく考えである。

(石井光次郎法務大臣)

今回の協定は、在日韓国人を対象とした問題であり、北朝鮮系の人々の問題は入っていない。したがって、北朝鮮系の人々に対しては、国内措置として当分は従来どおりである。

(オ) 日本共産党・野坂参三君の質疑<sup>12</sup>

(野坂参三君)

日本共産党を代表して所信を質したい。まず、日韓条約の軍事的性格について伺いたい。

第1に、この条約がサンフランシスコ条約締結以来、トルーマン大統領やダレス国務長官の指示により、アジアにおける軍事同盟の一環として計画され、その目的が、アジアの社会主義国を敵とする侵略的なものであることは、世界周知の事実である。この政策に、歴代自民党政府は積極的に協力して日韓会談を急ぎ、同時に、米韓との軍事的協力を推し進めてきた。事実、三矢研究、自衛隊と米韓両軍との事実上の合同演習、日韓台三軍の装備・訓練様式等の統合化など、東北アジア軍事同盟が既に結成されつつある。総理はこうした動かし難い事実を認められるか、伺いたい。

そして、このような戦争準備を今後より大規模にそして公然と行われるようにすることが、実は日韓条約の真の目的であり、現にハウズ米軍司令官は、この条約によって米日韓三国の極東戦略上の地位が強化されたと語っている。これでも総理は、条約と軍事は関係ないと強弁し続けるのか、伺いたい。

第2に、自民党政府は、これまでも吉田・アチソン交換公文などにより、北朝鮮、中国への侵略をもくろむ在韓国連軍に対し全面的な協力を約束している。また、最近では、椎名外相が、自衛隊の国連軍参加を検討中だと語り、韓国の丁総理が、自衛隊の国連軍参加は当然だ、との発言もこれを裏付けている。さらに、9月末の新聞報道によれば、自衛隊の国連軍参加は憲法違反ではないという見解を政府がまとめた、とされている。以上の事実は、総理の言葉とは正反対に、国連軍協力の名において自衛隊を海外に派遣させようとする意図を示すものでなくて何であろうか。総理の見解を伺いたい。

また、総理は海外派兵を行わない根拠として、平和憲法を持ち出している。憲法を守ると言うのなら、自衛隊を解体し、安保条約を破棄し、憲法改正の意図を破棄し、その他数々の憲法蹂躪の行為をやめるべきである。総理の見解を求めたい。

最後に、日本共産党は、日韓条約の批准に反対し、直ちに条約を破棄することを要求する。朝鮮のことは朝鮮人民に任せ、国連の干渉を排除し、アメリカ軍が南朝鮮から即時退去すること、日本政府は朝鮮民主主義人民共和国に対する敵視と南北統一への妨害を直ちに止めることを要求する。この要求の実現こそ朝鮮民族の自主的平和統一への最も早い道であり、これにより日朝両国の真の友好親善関係を築くことができるものである。総理の明確な答弁を求めたい。

(佐藤榮作首相)

ものの考え方が私と共産党とでは異なる。その結果、納得してもらおうにもなかなか説得の効果が上がらないと考える。

第1の質問については、野坂君の言われる事実は、事実ではない。自衛隊等、いろいろな問題を唱えているが、頭の中で考える程度のもの、具体的な問題でないものを取り上げることは適当ではない。今回の日韓条約は14年にわたる長い交渉の間、軍事的なことには全く触れていない。これは平和の文書である。共産党のお話から疑問を持つものであるが、北朝鮮がソ連や中共と結んでいる軍事条約、これは一体どう考えるのか。これについての

お答えもあってしかるべきではないか。

憲法と国連協力との関係については、度々述べているように、憲法の建前から、軍事的な派兵、海外派兵はできないし、考えていない。自衛隊法も海外に出て行くようなことは想定していない。

批准反対、即時これを破棄せよとの仰せであるが、私はただいま批准を求めているのであり、破棄などとんでもない話である。十分御審議願いたいと思う。この問題について、アジアの主要国、自由主義諸国は非常に積極的に賛意を表している。現在、反対は共産主義諸国並びに共産党の機関誌であることを申し上げて、国民の協力を得たいと思う。

以下、次号以降

#### 【参考文献】

参議院外務委員会調査室「日韓条約及び諸協定について」参議院常任委員会調査室『立法と調査』第10号、1965（昭和40）年9月1～13頁

参議院外務委員会調査室『日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料』1965（昭和40）年10月

参議院外務委員会調査室『日韓問題』（参外調38号）1962（昭和37）年11月

賠償問題研究会編『日本の賠償 その現状と問題点』外交時報社、1959（昭和34）年11月25日

日経経済解説部編『賠償の話』日本経済新聞社、1957（昭和32）年4月10日

永野慎一郎、近藤正臣編『日本の戦後賠償』勁草書房、1999（平成11）年11月15日

大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで 第1巻』東洋経済新報社、1984（昭和59）年3月29日

川田侃・大畑英樹編『国際政治経済辞典』東京書籍、2003（平成15）年5月30日

- 
- 1 第50回国会衆議院会議録第3号1～5頁、参議院会議録第4号4～8頁（昭40.10.13）
  - 2 第50回国会衆議院会議録第4号1～14頁（昭40.10.15）及び第5号15～22頁（昭40.10.16）
  - 3 第50回国会衆議院会議録第4号3～8頁（昭40.10.15）
  - 4 第50回国会衆議院会議録第4号8～12頁（昭40.10.15）
  - 5 第50回国会衆議院会議録第5号15～20頁（昭40.10.16）
  - 6 第50回国会衆議院会議録第5号20～22頁（昭40.10.16）
  - 7 第50回国会参議院会議録第5号1～16頁（昭40.10.16）及び第6号1～14頁（昭40.11.18）
  - 8 第50回国会参議院会議録第5号1～9頁（昭40.10.16）
  - 9 第50回国会参議院会議録第5号9～13頁（昭40.10.16）
  - 10 第50回国会参議院会議録第6号6～11頁（昭40.10.18）
  - 11 第50回国会参議院会議録第6号11～14頁（昭40.10.18）
  - 12 第50回国会参議院会議録第6号14頁（昭40.10.18）